

文化庁 著作権課 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
著作権専門委員会「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」
に対する意見

(1) 基本方針

(意見なし)

(2) 課題の整理及び検討の進め方等

(意見なし)

(3) 制度改正の内容

総論 (対象とするサービスの範囲)

(意見なし)

各論 (各課題ごとの対応)

(1) 現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大

①から⑥の全ての権利制限規定について、同時配信等への適用拡大を行う方向性に賛成する。

ところで、「② 第38条第3項(営利を目的としない公の伝達等)」の特に後段(通常の家
庭受信装置を用いる場合)について、複数の権利者団体から適用拡大に反対する意見が示された旨
や、委員から「追っかけ配信」までを対象に含めるべきとの意見があった旨が記載されているが、

(a) 近時、家庭用受信装置の多くがネット動画を視聴する機能を有しており、今後、同装置を用
いて放送番組を(チューナー経由ではなく)ネット経由で視聴する利用形態が増大すると考えられ
ること、(b) 同時配信・追っかけ配信・見逃し配信は一体的なサービスとして提供されており、
「見逃し配信」のみを原則不可とする枠組みは、視聴者や伝達を行う者の理解を得られ難く、現場
での混乱が懸念されることから、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」すべてを対象に含める
ことが適当と考えられる。

また、権利者の利益保護の観点でも、「見逃し配信」は、あくまで、その後の放送番組の視聴に
キャッチアップするために放送との時間的な近接性をもって配信され、見逃した番組を時間をずら
して視聴する性質のものであることに鑑みれば、権利者の正当な利益を不当に害する利用形態とは
認められず、「見逃し配信」を含むすべてを対象に含めることが適当と考えられる。

なお、一部の権利者団体から指摘のあった本規定の在り方全体に係る議論に関しては、本規定と社
会の様々な場面での利用実態との関係や、受信装置の技術動向等を踏まえ、必要に応じ、別途、関
係者を交えて丁寧に検討を行うことが適当と考える。

(2) 借用素材を含む著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明

確である場合の利用円滑化

①基本的な考え方

(意見なし)

②許諾推定規定の制度設計・運用等

(意見なし)

(3) レコード・レコード実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化

①基本的な考え方

(意見なし)

②補償金スキーム

(意見なし)

(4) リピート放送の同時配信等における映像実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化

①基本的な考え方

(意見なし)

②補償金スキーム

(意見なし)

(5) 裁定制度の改善

①協議不調の場合の裁定（第68条）について

(意見なし)

②権利者不明の場合の裁定（第67条）について

(意見なし)

③裁定に係る事務処理の迅速化について

(意見なし)

(6) その他の事項

(意見なし)

以上